

魚津市男女共同参画プラン(第3次)



2016年3月 魚津市

2017年12月1日 一部改定 (赤字網掛け部分)

目 次

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の法的根拠と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 第2次プラン（YOU&愛2006）に対する評価および現状と課題

1. これまでの取組みの評価～関連指標の推移～・・・・・・・・ 7
2. 市民・企業アンケート結果から見える魚津市の現状と課題について・・・・・・ 9

第3章 計画の大綱

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 将来像について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
3. 基本目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
4. 取組みの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4章 施策の展開

- 基本目標1** 男女がお互いに認め合う意識づくり・・・・・・・・ 23
- 主な課題① 男女共同参画意識の啓発・・・・・・・・ 23
 - 主な課題② お互いの性の尊重・・・・・・・・ 25
- 基本目標2** 誰もが安心して仕事や生活ができる社会環境づくり・・・・・・ 27
- 主な課題③ 労働の場における男女平等の確立・・・・・・・・ 27
 - 主な課題④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進・・・・ 29
 - 主な課題⑤ 結婚・出産・子育て・介護を社会で支え合う体制づくり・・・・ 31
 - 主な課題⑥ 配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶・・・・ 33
- 《DV（ドメスティック・バイオレンス）防止基本計画》
- 基本目標3** 女性がより活躍できる地域づくり・・・・・・・・ 35
- 主な課題⑦ 「女性の活躍推進」の啓発・・・・・・・・ 35
- 《女性活躍推進計画》
- 主な課題⑧ 地域における男女の協力体制づくり・・・・・・・・ 37

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
3. 数値目標一覧（再掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

※2017年12月の一部改定による変更ページ（赤字網掛け部分）・・・・ 1、4、21、36

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

魚津市では、平成9年（1997年）に第1次計画となる「魚津市男女協力プラン～YOU&Iプラン～」を策定し、平成16年には「魚津市男女共同参画条例」を制定しました。また、平成18年度に第2次計画となる「魚津市男女共同参画プラン～YOU&愛2006～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

これまでの取り組みの結果、市民の男女共同参画社会への理解は深まりつつある一方で、家庭、地域、職場など生活に身近な場面では、「男は仕事、女は家事・子育て」といったように、共働きであっても家事は女性がするのが当たり前であるという感覚や、習慣・しきたりが根強く残っているようです。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取り組みとも連動しながら、平成11年の「男女共同参画社会計画」の制定、平成12年には法律に基づく「男女共同参画基本計画」の策定、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。さらに、平成27年12月には第4次の「男女共同参画社会計画」が閣議決定されたところであり、同計画では、あらゆる分野における「女性の活躍」が強調されています。

本市においても急速な少子高齢化により、生産年齢人口が減少する中で、活力ある社会を維持するためには「女性の活躍」が重要になっています。女性の社会参画を更に進めるためには、子育てや介護における男女共同参画の促進とともに、社会全体で支えていくことが大事であり、行政、事業者、各種団体、そして市民が連携・協働し、市全体での取り組みが求められています。

この計画は、男女共同参画社会の実現を図るため、本市がこれまでに策定した計画の基本的な考え方を継承し、その成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応する新たな取り組みを盛り込みながら、男女共同参画の意識が確立することをめざして策定するものです。

2. 一部改定について

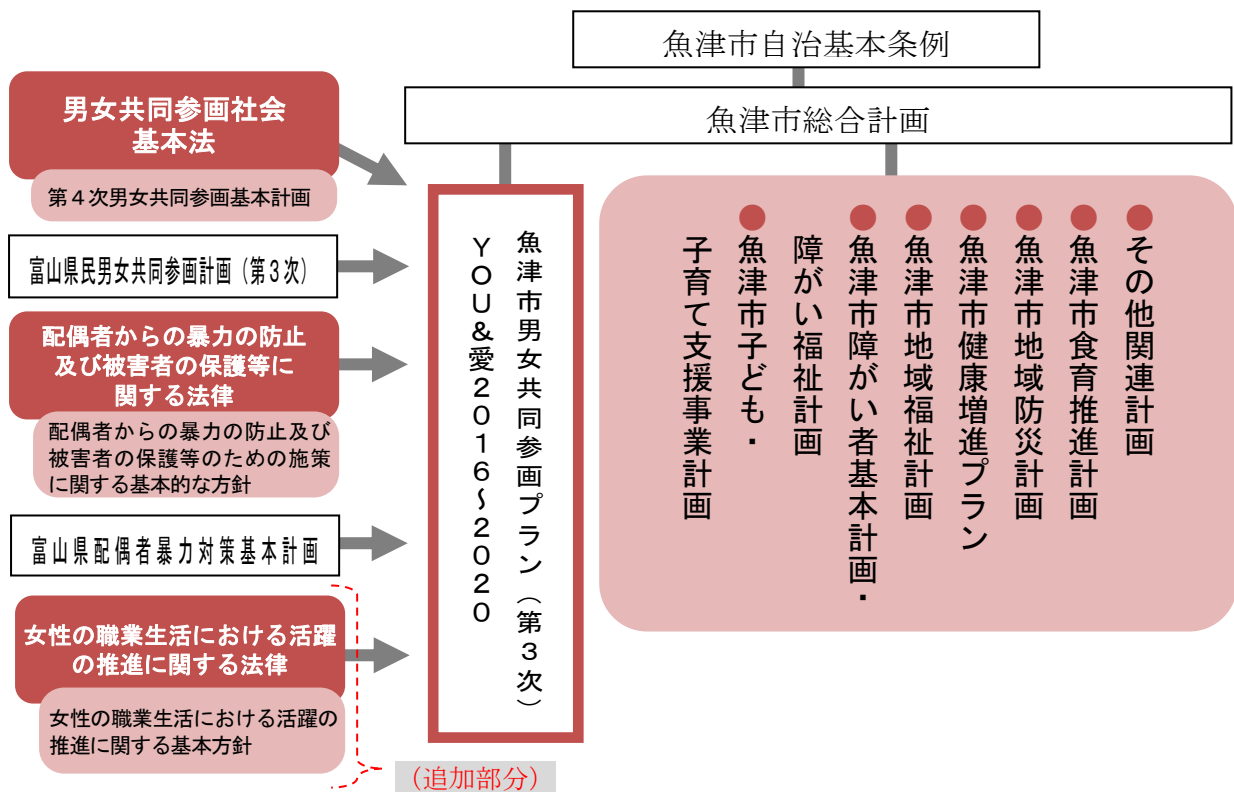
本市では、平成28年3月に「魚津市男女共同参画プラン 第3次 ～YOU&愛2016～2020」を策定し、各施策を推進しています。

女性の職業生活における活躍の推進に関しては、本プランの施策の中で、積極的に取り組んでいます。そこで、これまでの取組を踏まえ、女性活躍推進施策を明確にするため、本プランに「女性活躍推進法」の趣旨を反映することとし、一部改定を行いました。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」・県の「富山県民男女共同参画計画（第 3 次）」の趣旨を十分に踏まえます。

また、本計画は、上位計画である「魚津市総合計画」やその他関連計画との整合を図り策定しています。加えて、**計画の一部を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、及び「女性活躍推進法」**に基づく「市町村基本計画」として位置づけるものとします。国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」・県の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、**及び国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」**の趣旨を十分に踏まえます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とします。

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
第 4 次総合計画 H23～H32						第 5 次総合計画 H33～H42 (予定)					
第 10 次基本計画 H28～H32						第 11 次基本計画 H33～H37 (予定)					
魚津市男女共同参画プラン(第3次) H28～H32						男女共同参画プラン(第4次) H33～H37 (予定)					

※平成 28 年度（2016 年度）～32 年度（2020 年度）の 5 年間（H28.4～H33.3）

4. 取組みの体系

将来像

基本目標

すべての男女（ひと）が自分らしく
いきいきと暮らせるまち魚津

目標
1

男女がお互いに認めあう意識づくり

目標
2

誰もが安心して、
仕事や生活ができる社会環境づくり

目標
3

女性がより活躍できる地域づくり

主な課題

施策

①男女共同参画意識の啓発

- (1) 生活の様々な場面における男女共同参画意識の形成
- (2) 学校における男女共同参画の教育推進
- (3) 男女平等と人権意識に配慮した表現の推進
- (4) 国際社会における理解と協調

②お互いの性の尊重

- (1) 男女の性差に関する相互理解
- (2) 妊娠・出産・子育てに関わる男女共同意識の啓発
- (3) セクシャル・ハラスメントや性犯罪の防止
- (4) 性的少数者(LGBT)に対する理解と配慮の促進

③労働の場における 男女平等の確立

- (1) 雇用や労働条件における性差別の解消
- (2) 女性の能力発揮の支援
- (3) 人権を尊重した職場環境の整備

④ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進

- (1) 仕事と生活との両立支援策の推進
- (2) 企業等におけるイクボスの育成
- (3) 男女の生涯にわたる健康支援
- (4) 生活上の困難を抱える男女のワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援

⑤結婚・出産・子育て・介護を 社会で支え合う体制づくり

- (1) 女性の出産・育児休業からの復職および再就職支援の充実
- (2) 男性の家事・子育て・介護への参加促進と各種休暇制度利用推進
- (3) 未婚男女の結婚支援

⑥配偶者・パートナー等からの あらゆる暴力の根絶

DV防止基本計画に位置付

- (1) DV防止啓発の推進
- (2) 相談窓口と支援体制の確立・強化および関係機関との連携
- (3) 被害防止、被害者支援に関わる人材の育成・確保

⑦「女性の活躍推進」の啓発

女性活躍推進計画に位置付

- (1) 審議会・委員会等への女性の参加促進
- (2) 行政や企業における女性管理職の登用促進
- (3) 女性グループの育成や活動支援

⑧地域における 男女の協力体制づくり

- (1) 社会的慣行の見直しや、地域活動における女性役員の登用促進
- (2) 防災活動における女性の参画推進

基本目標 3

女性がより活躍できる地域づくり

【主な課題⑦】「女性の活躍推進」の啓発

《女性活躍推進計画》

急速に進む少子高齢化によって生産年齢人口が減少する中で、活力のある社会を実現するためには、様々な場面における女性の活躍に大きな期待が寄せられています。しかしながら、行政や地域、企業等において政策や方針決定の場における女性の参画は少ないと言わざるを得ません。魚津市における審議会や委員会への女性の登用率についても目標の **40%の達成は難しい状況であり**、女性の参画を推進する必要があります。

女性の管理職が在籍している事業所は増えているようですが、男性に比べるとその人数は大きく下回っているのが現状であり、性別に関わらずその能力に応じて管理職や役員に登用することを前提として、現在よりも女性の比率が高まるよう登用の促進を図る必要があります。

また、かつては市内各地区で組織されていた婦人会組織や様々な分野で活動していた女性組織が減少しており、女性が活躍できるグループの育成や、その活動支援が必要となっています。

「女性の活躍」って言うけれど…

「女性の活躍」って言うけれど
これ以上何をがんばればいいの？
「女性…女性…」って言われると
ただただ、負担感が大きくなるだけで…。
「女性が輝く社会」っていうけど
いまでも輝いている人は
たくさんいると思うんだけどなあ…。

「女性の活躍」は何も、「女性達よ、もっともっと活躍しろ！」と言っているわけじゃなくて、「女性の希望が叶う社会にしよう！」という意味が大きいと思うよ。

例えば、働く意欲があるのに育児のために十分に仕事ができない女性に対して、勤務時間の短縮や、在宅ワークを可能にするなど、様々な支援体制を社会全体で整えていこうというのが目的のひとつなんだよ。

